

「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」
～子どもたちを災害から
守るための対応事例集～

平成 25 年 3 月

全国保育協議会

「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」 ～子どもたちを災害から守るための対応事例集～

【はじめに】

本書は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における、被災地域の保育所の対応事例を集積したものです。私たち全国の保育所関係者は、これらの実践事例に学ぶことで、災害時に子どもたちをいかに安全に守るかのポイントについて、貴重かつ重要な「気づき」を得ることができます。本書は、全国の保育所が今後の災害に備え、子どもたちの安全確保体制づくりの一層の強化に資することを目的として、全国保育協議会総務部会が中心となって作業をすすめ、作成したものです。

東日本大震災の発生当時、保育所やその職員の方がたは、子どもたちの生命を守るために、実にさまざまな対応をなされました。震災直後の子どもたちの生命の保持に直結する迅速で的確な活動、そして、連絡方法も寸断された状況下での保護者への伝達と子どもたちの引き渡し、また、避難先においても保育所職員としての専門性を発揮し、子どもたちが不安にならないようにと工夫され、子どもたちを励まし続けられました。

全国保育協議会では、震災直後から被災地を訪ね、状況を確認し、その後、他の保育団体にも呼びかけ「保育三団体被災地支援募金」を実施し、被災地保育所の再開・再興のため、被災地の保育所等に対し、計 4 億 1 千万円を超える支援金をお送りしました。さらに、会報「ぜんほきょう」において被災地保育所の状況等を取材し、全国の仲間たちに伝えてまいりました。それらの活動の中でうかがった、子どもたちを守った被災保育所の対応事例を集め、関係する参考文献等も活用させていただきながら、今般、本書のとりまとめを行いました。

本書は 2 部構成となっており、第 I 章では、被災地の保育所が東日本大震災発生時において対応された内容や工夫等について事例をまとめています。第 II 章では、震災後、被災地域の保育所で取り組まれている防災対策の見直し事項等に関する事例を集めました。全国の保育所におかれまして、本書を参考とし、それぞれの保育現場でさらなる防災対策・体制整備をすすめるうえでの新たな「気づき」につながれば幸いです。

東日本大震災からまもなく 2 年が経過しようとしております。被災地の 1 日も早い復旧、復興が実現され、地域が子どもたちの明るい笑顔で包まれ、安心の中で健やかな成長へとつながっていくことを私たち全国の保育所関係者は心より祈念いたしております。

平成 25 年 3 月

全国保育協議会

「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」 ～子どもたちを災害から守るための対応事例集～

＜事例の掲載にあたって＞

掲載事例は、それぞれの被災保育所の固有の地理的環境や人的環境等に沿って行われた対応によって子どもたちが守られたという点にご留意いただく必要があります。掲載事例のすべてが、全国の保育所において子どもを災害から守る際にそのまま適合できるものではなく、本書はいわゆる災害対応マニュアルではない、という点をご理解ください。全国各地のそれぞれの保育所が、事例の中からあらたな「気づき」を得て、自らの条件に適合した災害時の安全確保体制づくり等の検討をすすめられることを希望します。

【目 次】

第Ⅰ章 災害発生時に対応した事項

1. 災害発生時の保育所における対応体制のあり方や工夫・・・・・・・・・・1
 (1) 災害時の保育所での対応体制について・・・・・・・・・・1
 (2) 子どもを守るために行った緊急対応等について・・・・・・・・3
 (3) 給食上の対応・工夫について（保育再開後の対応等）・・・・5
2. 避難について・・・・・・・・・・7
 (1) 避難方法の工夫等について・・・・・・・・・・7
 (2) 避難場所について・・・・・・・・・・9
 (3) 避難先での子どもたちへの対応・・・・・・・・・・9
3. 保護者等への連絡と子どもの引き渡し方法・・・・・・・・・・11
4. 地域からの支援と連携等・・・・・・・・・・13
5. その他・・・・・・・・・・15

第Ⅱ章 災害後に見直しをした事項

1. 災害発生時の保育所における対応体制のあり方や工夫・・・・・・・・・・16
2. 避難の備えについて・・・・・・・・・・19
3. 保護者等への連絡と子どもの引き渡し方法・・・・・・・・・・20
4. その他・・・・・・・・・・21

【注】

※各事例の保育所について、所在する都道府県名が判別される箇所のみ

【 】内に記載しています。

第 I 章 災害発生時に対応した事項

1. 災害発生時の保育所における対応体制のあり方や工夫

(1) 災害時の保育所での対応体制について

◆対応体制

- ①地震対応マニュアルを、保育中のさまざまな状況、場面を想定して作成していた。例えば、保育場面としては、保育中、午睡、食事、散歩等。天候別としては、雨、雪の日、等。
また、時間帯別として、朝、夕、開所時間外の時間帯、等。
さらに、発生した際の場所別の対応として、園庭、事務室、給食室、プール等を想定してマニュアルを作成していたため、有効だった。
- ②地震対応マニュアルをわかりやすく、見やすいものとするため、フローチャートと文章を組み合わせてできるだけビジュアル化し、作成していたため、使いやすかった。
- ③災害発生後、クラスの担当職員はただちに各保育室に入り対応することとし、園長は園内放送により全体に安全確保の指示出しを行い、主任保育士はそれを受けて保育室等で直接指示を出した。【岩手県】
- ④地震発生後、子どもたちの安全確保に動くとともに、ただちに調理室の火元を確認した。【宮城県】
- ⑤停電のため、園内に地震発生の放送ができなかったため、拡声器をつかって伝達した。【宮城県】
- ⑥災害対応マニュアルは、たくさんの項目の中から、緊急時に必要な情報を探すことは時間がかかってしまうため、基礎対応を簡潔に 1 枚ごとにまとめて、職員全員がすぐに必要な情報を探せるようにしていた。
今後は、どのような場所で災害に遭っても対応できるように、さらにポケットサイズのマニュアルも作成していく予定。【宮城県】
- ⑦保護者の迎えが夜 10 時を過ぎた人もあり、道路の状況も把握できておらず危険なため、保育所内で職員と共に夜を過ごしていただいた。【宮城県】

◆避難体制

- ①さまざまな災害に備えて、第 4 次避難場所まで想定して対応マニュアルを作成していたことが有効であった。

- ②避難時におんぶする子どもと手をつないでいく子どもを、事前に職員の中で決めておいたことが有効であった。
- ③訓練では、園庭に全員が揃ってから避難することとしていたが、震災当日は、それでは危険が伴う状況だったので、各クラス単位で避難をした。
- ④あらかじめ避難場所の建物に、水や食料やオムツ等を置いていた。津波で1階部分が被害を受けたが、水がひいたあと、ビニール袋に入っていたおやつだけは汚れていなかったため、子どもたちにおやつを渡すことができた。
- ⑤災害発生時、何を持って避難しようとするのではなく、子どもたちの命を救うことを第一に考えて動いた。それにより、子どもたちを全員守り抜くことができた。

◆物品関係

- ①60人定員の当保育所において、避難時に持って行った物、翌日、園から避難所へ持って行った物、避難所で役に立った物、その他あったほうが良かった物は下記のとおりであった。【岩手県】

避難時に持って行った物	1. 水（20ペットボトル6本） 2. おやつ（60人の子どもたち1日分） 3. 粉ミルク（1缶） 4. 哺乳瓶（3本） 5. 懐中電灯（1本） 6. おんぶ紐（乳児全員分） 7. ノートパソコン（子どもたちの連絡先や家族の勤務先等の情報が入っている） 8. 子どもたちの個表に記載してある情報の一覧表 9. オムツ（1袋） 10. 保育所備品の携帯電話 11. ラジオ
翌日、園から避難所へ持って行った物（園長が原動機付自転車で保育所から避難所へ運搬）	1. 水（20ペットボトル40～50本） 2. 子どもたちの着替え等の日用品 3. 玩具、ぬいぐるみ、ぬり絵 4. おやつ（60人の子どもたち1週間分）
避難所で役に立った物	避難所に持って行った物と翌日、園から避難所へ持って行ったものは全て活用できた。
その他、あったほうが良かった物	1. 自家発電機

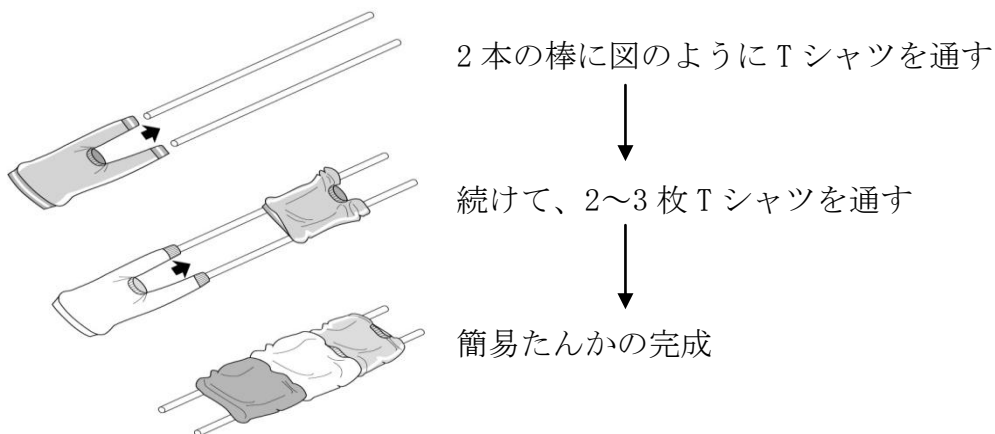
	<p>2. 小型 TV もしくは TV 付き携帯電話 (ラジオの電波塔が津波で壊れてしまったため、地元のラジオ局からの情報が入らず、地元の状況がわからなかった)</p> <p>3. ろうそく (停電時に使用するため)</p> <p>4. 一輪車 (給水所から水を運ぶため)</p> <p>5. 簡易トイレ (断水時でも使えるため)</p> <p>6. トランシーバー (避難所において職員間で連絡をとるため)</p> <p>7. ランタンタイプの懐中電灯 (通常の懐中電灯より明るさの範囲が広い)</p>
--	--

②停電していたので、石油ストーブで暖をとったり、停電する前の床暖房の余熱で寒さをしのいだ。【岩手県】

(2) 子どもを守るために行った緊急対応等について

◆発災時の対応

①必要に応じて、棒 2 本と T シャツ 2~3 枚で簡易たんかを作れることを、職員全員で確認しあった。【宮城県】



②特別な訓練を子どもたちにはしていなかったわけではないが、保育士の冷静な行動に、子どもたちは泣いたり、パニックになることなく落ち着いて行動ができた。【岩手県】

③地震発生直後、園児の身を守るために、保育室の中央に集め、布団や毛布をかぶせて対応した。【福島県】

④避難時にすぐに履けるよう、午睡の際に上靴を枕元に置いていたことが役に立った。【宮城県】

- ⑤携帯電話の緊急地震速報が鳴ったため、すぐに窓を開けて避難口を確保するとともに、午睡中であった子どもたちを布団ごと、保育室内中央部の、より安全な場所へ移動させた。【宮城県】
- ⑥急に押し寄せた津波から子どもたちを守るために、子どもたちを園の押入れからさらに天袋へ上げた。職員はピアノの上にあがって救助を待ち、翌日に救助してもらうことができた。【宮城県】
- ⑦避難所へ津波が押し寄せ、職員も子どもたちも津波にのまれてしまったが、子どもを抱えながら近くに浮いていた台に必死につかまった。台ごと流れ着いた先で、助けてもらうことができた。【宮城県】

◆設備・備品等の備え

- ①事前対応としてのアクリルガラス使用や飛散防止フィルムのおかげで、ガラスによる子どもたちへのケガは防げた。【宮城県】
- ②家具や設備の転倒・落下防止のための補強をふだんから行っていたので子どもをケガなく守り抜くことができた。【宮城県】
- ③ふだんから保育室等の棚の上には物を置かないようにしていたことが安全確保上、活かされた。【宮城県】
- ④震災等に備えて平時から、万が一、電気が使用できなくなった場合を想定し、発電機ならびにハロゲンライトを用意していた。このことにより、保育所においては明かりを失うことなく、子どもたちへの対応ができた。【宮城県】
- ⑤地震の揺れがおさまったあと、ライフラインが遮断されることが予測されたので、水が出るうちにできるだけバケツや給食の鍋等に確保をした（震災後1時間程度で断水）。確保した水は、トイレの排水に活用し、役に立った。また、震災後、保育所から数百メートルの場所で井戸水が出るという情報が地域住民から入ってきたので職員が汲みに行き、トイレの排水用に活用した。なお、自衛隊が手配した給水車は震災発生の4～5日後には来たが、それまでの間の飲み水は備蓄してあったもので対応ができた。【岩手県】
- ⑥保護者のお迎えを待つための寒さ対策として、職員の車に子どもたちを乗せ、エアコンの暖気を利用した。【岩手県】
- ⑦下水道が使えず、園内に仮設トイレを設置したが、大人用の大きなトイレのため子どもたちは怖がって行かなかった。そのため、園のトイレにビニールを敷き、その上にペットシートや紙おむつを敷き、対応した。【茨城県】

⑧耐震のため、ピアノを床にネジで固定していたが、地震の激しい揺れで動いてしまったため、子どもたちにぶつからないよう職員が押さえ、直ちに撤去した。【宮城県】

◆情報収集・外部との連絡

- ①自治体によってあらかじめ保育所に整備されていた「防災無線」を使って、自治体と連絡をとった。
- ②職員の通勤用自家用車のカーラジオから情報を得ることができた。【岩手県】
- ③職員間で常に共有すべき状況や情報を書き出していくが多かったため、紙とペンを常に持っていたことが役に立った。【宮城県】
- ④保育所にお迎えに来た保護者から園外の情報を教えていただくことで、情報収集を行った。【宮城県】
- ⑤停電や電話の不通等が発生し、園外との連絡が取れなくなるなか、休暇中であった職員が保育所へかけつけ、津波警報が出ていることを知らせてくれたため、避難をして、子どもたちを安全に守ることができた。【宮城県】
- ⑥あらかじめ園に備えておいた防災無線から津波の情報を得ることができた。それにより、津波の高さ（7m）の情報も入ってきたため、すぐに園の屋上に避難をする判断につながった。【宮城県】

（3）給食上の対応・工夫について（保育再開後の対応等）

◆食材と調達対応

- ①給食用の食材は、平時から仕入れている業者や職員の人脈、園児の保護者など、地域の方の配慮と協力によって入手することができた。【宮城県】
- ②野菜等の食材は、ふだん園から離れた距離にある生鮮食料品店が園へ配達してくれていたが、震災の関係で配達に来ることができなくなった。しかし、保育所近くの別の個人経営の店と職員が顔見知りであったため、そのルートから購入することができた。
牛乳はしばらく手に入れることができなかったが、同じ法人の職員が他県まで行き、購入した。お米については、ふだんの給食用として備蓄してあったものを使用して、対応した。【宮城県】

③地域ではまったく食材が手に入らず、職員が開いているスーパーマーケットに並んで、調達をした。質より量を重視しての、食事提供となった。

【宮城県】

④消防士の方から災害時は 3 日分の食料を備蓄するようにと指導を受けていた。3 日あれば、どのような災害でも自衛隊が到着できるからとのことだった。その指示どおり、食料に関しては備蓄分で対応できた。

⑤アルファ米（精白米を炊飯し乾燥処理を行った乾燥加工食品）は、白米だけでなく赤飯や混ぜご飯を用意していたため、子どもたちの食事が単調にならずに済んだ。【宮城県】

⑥災害時用に鯖缶やサンマ缶を備蓄していたが、子どもたちの多くは味つけ等の関係で食べなかったのも、職員用とせざるをえなかった。子どもたちにはシーチキンの方が良かったのではと考えた。また、子どもたちは、缶に入った非常用のやわらかいパンは食べるが、乾パンは硬くて食べることができない。園ではもともと、非常用の缶に入った柔らかいパンを用意していたため、有効であった。【宮城県】

⑦市役所からの情報を得て、当園の水が安全であることを確認し、保護者の不安を軽減した。【福島県】

◆調理方法

①食事については、ガスが使用できなくなったため、職員が自宅から持参した石油ストーブの上で煮炊きをして対応した。石油は善意で回っていた業者の方が保育所を通った時に、タンクへ満タンに入れてくれたおかげで調達できた。【宮城県】

②電気が復旧してからは、常にポットにお湯を沸かしており、大きな炊飯器に沸かしたお湯を入れて、炊飯スタートボタンを押すことで、スパゲティや茹で物を調理することができた。なお、水を入れて炊飯スタートボタンを押してもできあがるが、お湯を使用した方が完成までの時間が短縮でき、有効であった。【宮城県】

③3 日分の備蓄食材や薪等について普段からかなりの量を備蓄していた。薪はふだんから芋煮会等を行うので、常時あった（薪は毎日使っても 1 か月分くらいは備蓄してあった）。物資が届くまでは不足することなく、備蓄してあったもので対応ができた。【宮城県】

- ④給食の提供ができなかったため、保護者が作るお弁当で対応した。保護者のなかには、食材が手に入らず、お弁当を作ることができない方もいたが、職員がお弁当を作り、お弁当を持ってこることができない子どもへ提供した。【岩手県】
- ⑤震災でガスが止まっていたので、職員の家にある石油ストーブを車で持ってきて、コンロ代わりにし、その上にフライパンを置いて焼き物や炒め物を作った。【宮城県】
- ⑥紙皿へラップを巻き、使い捨てにしなくても済むように繰り返し使用した。【宮城県】
- ⑦園庭にある釜戸で2週間、毎日火を焚いてお湯を沸かし、洗い物（食器等）に使った（釜戸は焼き芋や芋煮会を実施する時に使用しているものを使用）。【宮城県】

2. 避難について

(1) 避難方法の工夫等について

- ①避難時に持っていった物は、保護者緊急連絡票、出席表、携帯電話、防寒着、毛布、上着やジャンパー、ビニールシート、救急用具、懐中電灯、ラジオ、子どもたちの着替え、おやつ、水などだった。
- ②保育所の周辺には高台等がないため、震災発生後、すぐに園児を職員の通勤用自家用車に分けて乗せ、数キロメートル離れた小学校の高層階へと避難した。【宮城県】
- ③保育所が海の前に立っているため、津波情報は入ってきていなかったが、すぐさま避難することとし、所長は職員に対し、園児を職員の車に便乗させ、それぞれ避難先である数キロメートル先の小学校に移動するよう指示した。保育所周辺には高い建物等がまったくないため、事前に、有事には車で当該小学校に避難することに決めていた。これは、毎年行われる地域の防災訓練に毎回、保育所全体で参加する経験によって共有できていた申し合わせであり、これによって子どもを守ることができた。【宮城県】
- ④保育所職員のほか、近所の会社勤務の人たちの協力により、園児を抱きかかえていただいて、高台に避難することができた。【岩手県】
- ⑤園児が2階から避難しようとする時、階段に、地震の揺れによって水槽の水がこぼれていたため、滑って階段から落ちないようにと職員がとっさの判断で拭き取ってから、子どもたちを移動させた。【宮城県】

- ⑥津波を回避するため、靴を履く間なく、裸足で避難先の公民館へ移動した。
その後、余震が落ち着き、安全を確認しつつ、保育士が園児の靴を取りに戻った。
- ⑦避難経路であった保育所の玄関が混み合ってしまったため、各々テラスからも避難をした。
- ⑧災害時に備え、避難ルートを園長をはじめ一人ひとりの全職員が自ら確かめていたことが役立った。
- ⑨災害にも対応できるよう、ふだんから各クラスの保育室前に靴箱を設置しており、すぐに園庭に避難できるようにしていることと、その経路を使っての避難訓練も日頃から行っていたため、混乱なく避難ができた。【宮城県】
- ⑩低年齢児については職員が1人をおんぶし、2人を抱きかかえて、1度に3人を避難させた。
- ⑪3歳未満児クラスでは、泣き出す子どももおり、ふとんで守りつつ、おんぶや抱っこをして、ふだん散歩車として使用しているもの等に分乗し避難を開始した。【宮城県】
- ⑫地震の揺れがおさまったあと、毛布やおむつなど避難用品としてふだんからまとめていたものを職員が持てるだけ持ち、子どもたちとともに避難した。【宮城県】
- ⑬午睡直後の避難であり、温かい服装ではなかったため、安全を確認しつつ避難先から職員が交代で園に戻り、子どもたちの服や荷物を持ち出して、保温に努めた。【宮城県】
- ⑭ふだんから古い靴や靴下は災害時用に別に集めていた。靴箱が複数の箇所にあり、避難時にそこで靴をはくのは難しいため、役に立った。【宮城県】
- ⑮震災が年度末の3月であったため、年間を通して定期的に繰り返して行ってきたふだんの避難訓練の経験が活かされ、発災時も子どもたちに職員の指示を聞く姿が見られ、職員も対応意識を高く持っていたため、子どもたちや職員に大きな混乱はなく、避難ができた。【福島県】

(2) 避難場所について

- ①ふだんの避難訓練では、園庭に集合し、人数確認後に避難を開始していた。今回の地震は揺れが大きく、ふだん、訓練で行っていることと同じことをしている時間はないと思い、高い場所に立地する避難先へ直接避難した。しかし、避難先から津波を見て、現在、避難しているところも危険と判断し、さらに山を登って高い位置へ子どもたちを避難させ守り抜いた。また、避難する際、避難車に毛布を入れていたため、寒い中でも対応ができた。【岩手県】
- ②全職員が、災害時には高台に避難すべきことをふだんから常に意識しており、実際の避難時にも常に上へ上へと移動を続けたことが、子どもたちを守ることに繋がった。【岩手県】
- ③園自体はあまり揺れなかったため、園舎内の方が外より安全と判断し、園内で待機する判断とした。【岩手県】
- ④災害対応マニュアルでは、まず近くの小学校の屋上に避難し、状況を見てさらに高台に移動する記述としていたが、地震の揺れの大きさから、第一次避難先も危険と判断し、直接、第二避難先である高台へと避難をした。なお、避難する時は、防寒のため、職員が子どもたちのための毛布も持って避難した。【宮城県】
- ⑤ふだんの訓練では、4km離れた小学校に避難していたが、避難する前に津波が来てしまうと判断し、急遽、保育所の近くの小学校に避難するよう変更した。近くの小学校へも今までに何度か避難したことがあったので、慌てることなく避難ができ、子どもたちの安全が確保できた。【宮城県】
- ⑥揺れがおさまったあと、0歳児は職員が背負い、1歳児を散歩車に乗せ、2歳児以上の子どもは職員と手をつないで、一時避難所の高台にある民家を目指して避難をした。その後、津波のようすをみて、さらに高台へ避難した。なお、一時避難所までの避難ルートは子どもが歩きやすく短時間でいける経路を日頃の避難訓練で練ってきたものであった。避難ルートは、雨が降った時などに道の路面が変化してしまうため避難車も押しづらく、スムーズに避難ができないので、舗装された公道を避難経路としていた。【岩手県】

(3) 避難先での子どもたちへの対応

- ①大きな揺れにより、屋内にとどまることは危険だと判断し、まずは園庭に避難をして、寒さ対策にブルーシートやテントを張って初期対応をした。【宮城県】

- ②園庭の屋根付きの砂場へ子どもたちを避難させたうえで、砂場の周辺をブルーシートを使って覆い、強風やみぞれからの防寒対策を行った。【福島県】
- ③避難所で子どもたちを落ち着かせるためにと、職員が絵本や紙芝居、おもちゃを持って避難した。避難先では、ダンボールでついたてを作ったうえで、子どもたちへの対応をした。
- ④中学校に避難し、カーテンを毛布代わりにして対応した。【宮城県】
- ⑤子ども用おむつが無かったが、大人用おむつを分けていただき、両脇を輪ゴムで縛ってその子どものサイズに合わせて調整をした。【宮城県】
- ⑥避難所に子どもがホッとできるように4畳程のスペースを段ボールで囲み、キッズコーナーをつくった。キッズコーナーには、休所していた保育所から折り紙や本等を借りてきて置いたり、業者が無料で新聞を配布してくれていたもので、それを遊びに活用した。【宮城県】
- ⑦防寒対策のため、避難先にあった、通常はごみ回収に使用される大型ビニール袋を一時的に体や足に巻いたりしながら対応し、寒さをしのいだ。【宮城県】
- ⑧避難先で保護者の迎えが来ない不安そうな顔をしている子どもに対して、保育士が声を掛けたり、歌を一緒に歌ったり、持参したおやつを食べさせて、不安にさせないように努めた。【宮城県】
- ⑨防寒対策として、新聞紙を服の中に詰めて夜を明かした。【宮城県】
- ⑩子どもたちに飴やラムネ菓子を配って、落ち着くよう一人ひとりに声かけをした。【宮城県】

◆食事対応

- ①避難所にカセットコンロと水があったので、そこで入手できた限られた素材で温かいお粥を作り、子どもたちに提供した。
- ②避難持ち出し袋に入れていたこんぺい糖と、避難先の中学校の家庭科室に置かれていた削り節、乾燥わかめを子どもたちに食べさせ、空腹をしのぐことにつないだ。【宮城県】
- ③小学校が避難先となっていたため、給食室の冷蔵庫に入っていたものをいただくことができた。【福島県】

- ④避難先である中学校の理科室の実験道具を使い、ミルク用のお湯を沸かした。【宮城県】

3. 保護者等への連絡と子どもの引き渡し方法

◆引き渡しの対応

- ①震災後は親が子どもを迎えに来ることができない場合があると想定していたため、親以外のご家族や知り合い等が来ても確実に引き渡しができるよう、ふだんから備えていた「引き渡しカード」やクラス名簿をもとに、複数の保育士でどの子どもを誰に引き渡したのかを確認しながら引き渡しを行った。「引き渡しカード」は園の複数箇所に設置し、緊急時にすぐに持ち出しができるようにしていた。なお、「引き渡しカード」には、保護者の勤務先、勤務先の住所、保護者の携帯電話番号、第4連絡先までの電話番号、子どもの生年月日、クラス名、保育所できょうだいがいればきょうだいの名前を記入したものと用いていた。【宮城県】
- ②大きな地震が発生した場合、園から保護者に連絡をしなくても迎えに来ていただくことを保育所と保護者の間でふだんからきちんと共有していた。そのため、連絡手段が途絶えた中にも情報面での混乱はなく、保護者への引き渡しにつながった。
- ③災害等の有事に園児を保護者へ引き渡しができるように「保護者のお迎え訓練」を年に2回実施していた。そのため、当日19時までには、すべての園児を保護者へ引き渡すことにもつながった。【茨城県】
- ④どの子どものお迎えに、誰が何時に来たのかをすべて記録しつつ、保護者へ引き渡しを行った。【茨城県】
- ⑤保護者が子どもを車に乗せて帰ろうとしたが、避難マニュアルには津波警報が出ている時は、保護者が迎えにきても帰さないことが明記してあったため、保育士が説得して保育所に留まり一緒に近隣の公民館へ避難をした。この判断が保育所として子どもと保護者の命を救うことになった。保育所が立地している場所は、もともと津波に対する意識が高く、毎月行う避難訓練では津波を想定した訓練を実施していた（避難訓練は突然行うこともあった）。【宮城県】
- ⑥安否確認する際、誰に引き渡したかの確認と緊急連絡名簿が役に立った。地域がら、職員がすべての子どもの両親と顔見知りであり、引き渡しはスムーズにできた。保護者への引き渡しは、避難所の中学校で行い、震災後3日以内にはすべての子どもの引き渡しできた。【宮城県】

◆連絡手段

- ①地震発生時には周りの建物が崩れたり落下物の危険性があるなどの理由から屋外に出ず、耐震基準を満たしている園舎内にとどまる方針としていた。それを保護者への「入園のしおり」等に明記し、日頃から伝えていたため、保護者は情報上の混乱もなく、保育所に子どもたちを迎えに来ることができた。【宮城県】
- ②消防署の方から、津波が発生しても保育所まで来るには10～20分はかかるので、落ち着いて避難すれば回避できるという情報を事前に得ていたため、慌てることなく、落ち着いて行動ができた。また、市の危機管理課の方を招き、保護者参観日には保護者を対象に災害に関する研修を行ったり、園内研修でも災害に関する研修を行っていたことが子どもたちの安全確保につながった。【宮城県】
- ③もともと避難所は小学校であったが、津波が高いとの情報により、小学校の上に位置する中学校へ避難した。小学校が避難所になることはもともと保護者に伝えていたが、中学校が避難所になったことを、地域の方がたが人伝えに伝達してくれたおかげで、保護者への引き渡しにつながった。【宮城県】
- ④避難所に人を訪ねてくる方に、緊急連絡名簿を用いて、引き取りに来ていない子どもの保護者の情報収集を行った。緊急連絡名簿は、緊急時の持ち出しの物としてあらかじめ職員に周知していた。【宮城県】
- ⑤緊急時の避難ルートや避難場所は保護者に事前に説明してあったので、避難の途中や一時避難所で子どもたちの引き渡しができる。【岩手県】
- ⑥園児の名簿を持って避難していたため、それを活用し、保護者にメールや電話で安否確認を行った。【宮城県】
- ⑦保育所としての避難先を市へメールで伝え、市はその情報をラジオ局（宮城県内全域に流れるラジオ）を通じて放送したため、あらかじめ想定されていなかった別の避難場所へ移動していても、保護者にはどこに避難しているかが把握でき、混乱なく迎えにきていただくことにつながった。【宮城県】

- ⑧緊急メール配信システムを活用し、保護者へお迎えの依頼の内容をメールで伝えたため、園児全員を保護者へ安全に引き渡すことができた。緊急メール配信システムは、システムのプロバイダに保護者全員がメールアドレスを登録していただき、一斉にメール配信するシステムであり、保護者がメールを開封したかどうかは園のコンピューターで確認がとれる方式としていた。ふだんはこの配信システムを活用し、保育所から保護者へお知らせ等を配信していた。【福島県】
- ⑨保護者等から電話よりメールの方が災害時は連絡がとりやすいという話を聞いていた。実際に、連絡手段として電話よりメールの方が有効であった。【宮城県】
- ⑩首都圏の交通機関がほとんど全て不通となり、電話等も通じない中で、保育所に子どもをお迎えに来れない保護者がいたが、ある保護者が、ツイッターで「保育所までお迎えに行くことができないうえ、連絡もできず困っている」ことを書き込むと、それに気づいた知人が保育所まで伝えに来てくれた。以降は、今回のことに学び、保育所で災害時にも活用できる、このようなインターネットやモバイル機能の活用と、保護者との連絡方法の再構築について検討した。【東京都】

4. 地域からの支援と連携等

- ①日頃から地域の方と一緒に津波を想定した避難訓練を実施していた。その成果があって、震災時にご協力いただき、子どもたちを守ることができた。【宮城県】
- ②避難先にも津波が迫ってきたため、さらに山の上に位置する建物まで避難した。しかし、情報を得る手段がなく、状況がわからなかったり、物をすべて置いてきてしまったので、間を置いて山を降りた。その途中、七夕祭りの笹を提供してくれている家に泊めてもらうことができ、食事を提供していただいたり、衣類、毛布を貸していただいた。【岩手県】
- ③園に隣接する、工事用重機を取り扱う会社から発電機を貸していただき、停電しているなか、明かりを灯すことができた。また、携帯電話は発電機を活用し、充電ができた。【宮城県】
- ④散歩車を使って高台に避難する際、坂道が急勾配で登ることに苦労したが、既に高台に避難していた地域の方がたにも手伝っていただいた。子どもたちを助けるには地域の方がたの助けは必要と感じた。
- ⑤事前に地域の方がたと災害時の対応について話し合っていた。保育所から災害時は手を貸してほしいことを伝えてあった。また、日ごろから地域の方と合同で避難訓練を実施していた。

- ⑥避難する途中、保育所の近くの会社の方がたが子どもたちを抱っこしてくれたり、散歩車を押してくれるなど手伝ってくれた。散歩車にたくさんの子どもを乗せると重くなってしまい簡単には押すことができないため、助かった。
- ⑦震災後、家庭ごとに避難された方がたに対し、ラジオをとおして、保育士の声を子どもたち、保護者に送ることができ、このことが子どもたちや保護者の安堵につながった。ラジオ局とは、震災前から家庭で保育をされている保護者向けに保育所関係者等から子育てに関する情報を流しており、つながりをもっていた。ふだんからのそうしたつながりが緊急時にとても役に立った。【福島県】
- ⑧避難先である学校内の各部屋を回り、避難してきた地域のお母さんが持っていたスティックタイプの粉ミルクを少しずつ分けていただいた。そしてベランダで炭をおこし、家庭科室の鍋を使用して、お湯を沸かし粉ミルクを薄めて対応した。哺乳瓶は全員分ないため、乳首は少ないお湯で煮沸消毒し、交代で授乳をした。【宮城県】
- ⑨避難先にいると、避難先近くのホテルが園児をホテルの中へ避難させてくれた。ホテルは自家発電もあり暖かかった。ホテルが食べ物や飲み物も用意してくれた。【宮城県】
- ⑩震災前の訓練の時に、津波が来た時の対応方法について職員が消防署の方に津波が発生した時は園の 2 階に上がれば良いということを聞いており、そのとおりに対応したことで安全が守られた。【宮城県】
- ⑪地域の町内会が運営している自主防災組織に加入するとともに、(避難場所の指定は受けていなかったが) 当保育所は津波避難場所として常日頃から地域の方を約 50 人を受け入れることができる衣食住の機能を備えていた。また、自主防災組織の拠点として日頃からの地域との関係づくりができていた。【岩手県】
- ⑫保育所が避難場所となり、避難してきた家族を受け入れ、対応した。
【福島県】
- ⑬震災直後、園周辺では断水してしまったが、なぜか当園だけは断水しなかった(断水しなかった理由を役所の水道局の方に確認したが、わからないとのことであった)。そのため、断水してしまった地域の方がたへ水を配った。
【宮城県】

- ⑭保育所が地域の方がたの避難先となり、震災当日は、避難されてきた方と一緒に給食室の中に災害時用として備蓄していたクラッカー等を食べて過ごした。震災当日、保育所に泊られた方がたは地域の方が 100 名、保育所職員 20 名であった。【岩手県】

5. その他

- ①ライフラインが絶たれており、連絡手段がないため、全園児とその家族の居場所と安否確認を行うべく、職員が手分けをして、避難所を 1 か所ずつ歩いてまわった。【岩手県】
- ②子どもたちのアルバムを保育所の 2 階に移動させたことにより津波被害を免れることができたので、津波で子どもの写真をすべて失ってしまった家庭の保護者たちに後日、渡すことができた。【宮城県】
- ③災害用伝言ダイヤル（171）が震災当日は通じず、使用できなかった。
【宮城県】
- ④断水で、水洗トイレの水が出なかったため、川の水を汲んできて代用した
【福島県】
- ⑤水道からの水が濁っていたので、煮沸やガーゼでろ過して生活用水の一部として使用した。【福島県】

第Ⅱ章 災害後に見直しをした事項

1. 災害発生時の保育所における対応体制のあり方や工夫

◆訓練関係

- ①避難訓練が形骸化しないよう、事前に知らせないかたちで避難訓練を実施している。訓練の実施後はその都度、対応として足りなかったことなどを反省するべく話し合いを持っている。これを繰り返すことで、現在は、職員一人ひとりがみずから子どもたちを安全に避難させるために必要な行動等について考えることにつながった。【宮城県】
- ②防災訓練の実施にあたっては、震災以前よりもさらに具体的に発生状況を想定して行うように変更している。例えば、保護者が迎えにくる訓練についても、その実施日時などについて、これまで行っていた以外の発災設定として実施するなどの工夫をしている。【東京都】
- ③保護者と子どもと一緒に避難訓練を月1回行うようにした。【岩手県】
- ④災害発生時の園長不在など、さまざまな状況を想定し、どのような状態にあっても職員が的確に動けるようになるための、多様な設定での訓練を実施している。【宮城県】
- ⑤震災前は、避難訓練を行うことは伝えても、具体的にどんなことをやるのかまでは子どもたちに十分伝えていなかった。震災後の避難訓練では、訓練の前にどんなことをやるのか訓練の内容をていねいに伝え、子どもたちに心の準備をさせて訓練を実施したところ、真剣で落ち着いた行動へとつながった。【宮城県】
- ⑥避難時に担当室（事務室・調理室・各保育室）ごとに持ち出すものを分担し、あらかじめ品目を設定しておくようにした。
- ⑦非常持ち出し袋をクラス単位で用意するようにした。【宮城県】

◆設備・物品の備蓄

- ①すぐに高台に逃げられるように、保育所のすぐ裏山に道を確保した。現在、避難訓練で使用している。
- ②高台へ避難する際、急傾斜がくずれたら乳母車は使用できないので、おんぶ紐を使用し、おんぶと抱っこで避難する訓練を実施するようになった。

- ③非常食・非常用品を屋内だけに置いておくと、万が一園舎が崩れた場合、使用できなくなるため、園庭に非常食と非常持ち出し用品の保管倉庫を新たに設けた。鍵の保管場所については全職員で共有し、誰でも必要な時すぐに倉庫を開けることができるようにしている。【宮城県】
- ④アルファ米（精白米を炊飯し乾燥処理を行った乾燥加工食品）を含めた非常用持ち出し品を積んだワゴンを用意し、扉をあければワゴンをすぐに取り出せる倉庫内に置いた。【宮城県】
- ⑤紙コップは園児たちには使いにくく、中身をこぼしてしまうことが多かったため、ペットボトルを用意するようになった。【宮城県】
- ⑥乾パンは硬くて子どもが食べるができなかったため、子どもが食べられるように柔らかいクッキーを備蓄するようになった。【宮城県】
- ⑦魚や果物の缶詰を備蓄していたが、賞味期限が切れていた。日頃からきちんとチェックを行うように改めた。【宮城県】
- ⑧災害時でもアレルギー対応の食事が提供できるよう、関係食品を備蓄するようになった。【宮城県】
- ⑨非常食の保管場所については、今までは1か所だけであったが、複数箇所（1階と2階等）に保管場所をつくるようになった。【宮城県】
- ⑩津波によって、町の避難先の備蓄食料や衣料品が全て流されてしまったため、避難用のリュックにも食料やオムツを入れておくようになった。【宮城県】
- ⑪保育所の廊下のガラスに補強テープを貼って、災害時に危険が発生しないよう対応した。
- ⑫災害発生時に園内待機を行うことも想定して、園内の安全な場所と危険な場所にそれぞれ識別できるシールを貼り、職員・園児がそれをきちんと見分けられるようにした。
- ⑬震災後、非常用のバッテリーを購入し、停電時でも携帯電話が充電ができるようになった。【宮城県】

◆その他（保育内容等）

- ①災害に備えて、保育所で炊き出しが可能な献立のメニューを作成した。【宮城県】

- ②電気やガスが使用できない状況を想定して保育を行うシュミレーションを行った（空調管理や調理を含む）。【宮城県】
- ③園独自で災害用の手引を作成し、非常時の対応方法を職員間で周知徹底している。【宮城県】
- ④震災後、保護者を対象に携帯電話等を使ったメールでの緊急連絡網の再築を行うとともに、簡易型の自家発電機を設置するようにした。【福島県】
- ⑤さまざまな保育場面において子どもたちの人数確認の回数を増やすようにし、職員がいつでも正確な人数の把握をしているようにした。【宮城県】
- ⑥震災の影響により外遊びが制限されるなか、子どもたちが体力を落とさないように、園の運動カリキュラムを見直し、幼児体操を学んだ経歴をもつ職員がプログラムを考案して、取り組んでいる。【福島県】
- ⑦震災の影響により外遊びが制限されるなか、家のなかでもできるような遊びについての資料を保育所内に掲示し、保護者へ伝えている。【福島県】
- ⑧保育所の休園日でも外で子どもたちが遊べるように、放射線量が低い場所を記したマップを園内に掲示し、保護者に情報提供を行っている。
【福島県】
- ⑨放射線による体内被曝を避けるために、保育所では毎日、給食に使用する食材について、放射能測定器で計測し、安全を確認している。【福島県】
- ⑩福島第一原発事故の影響による放射線の量を下げるために、保育所の園庭の表土除去を行ったり、園庭の芝生を入れ替えた。【福島県】
- ⑪保育所で毎日、園内のさまざまな場所で放射線量を計測し、その結果を表示して、保護者に対して数値をお知らせしている。【福島県】
- ⑫原発事故による影響を避けるべく、登・降所時は、長袖、マスク、帽子等の着用を保護者に促した。【福島県】
- ⑬震災から1～2か月経過すると、原発事故による影響についての保護者の方がたの不安の声が一層高まった。園として、保護者の意向を確認し、窓を開けたり、エアコンを使用したりせず、扇風機を使用したり、水分をなるべく取るようにして保育を行い、不安軽減を図った。【福島県】

- ⑭原発事故による影響で、当地域では自治体から屋外活動を制限する指示が出ているため、運動能力が低下してしまう恐れがあり、遊戯室や廊下を使用して室内遊びを工夫したり、体育遊びやリズム遊びを意識して運動を行った。**【福島県】**
- ⑮原発事故による影響により屋外活動が制限されたので、夏場は、園の玄関部分や屋内テラスを活用して、水遊びを行った。**【福島県】**
- ⑯原発事故による影響で屋外遊びが制限されたが、子どもたちが砂場遊びで楽しむことができるように、園庭に砂場用のハウス（小屋）を設けたり、園舎内でも砂場遊びができるスペースをつくった。**【福島県】**

2. 避難の備えについて

- ①震災発生時に、0～2歳児は、2階に設置してある非常階段からの避難が難しく、使えなかった。今後は、すべり台式へと改修するように考えている。**【宮城県】**
- ②2階に保育室があった0～2歳児の靴は、1階の玄関に置いてあり、震災直後に履かせることができなかった。そのため、2階にも予備の靴を置き、よりスムーズな避難ができるようにした。**【宮城県】**
- ③災害後、避難ルートの交通量や道幅をチェックしながら避難経路の再確認をした。
- ④園の裏側にスロープを設置し、高台に避難ができるようにした。**【岩手県】**
- ⑤震災前までは、園庭に全員集合してから避難先の高台に避難することにしていたが、震災後は各クラス単位で揃ったところから高台に避難するようにマニュアルを変更した。
- ⑥避難車と散歩車は別のものとして分けるようにした。関係メーカーに避難車づくりに関するアイデアを提供し、女性保育士でも簡単に押すことができ、なおかつ20 cmくらいの段差であれば乗り越えることができる避難車が完成した。避難車（写真）は、折りたたむことができない設計になっており、緊急時には、すぐに子どもを乗せて避難ができる。
- 散歩車は、デザイン性を重視していることと、使用しない時は折りたたんで、収納してあるため、緊急時に開いて使用できる状態にするまでに時間がかかってしまう。また、通行人の方に助けを呼んで、散歩車を開いてもらう場合でも、慣れていないとスムーズに開いて使用することが難しいため、緊急時の機能性としては低くなってしまふことから、この対応とした。**【宮城県】**

[避難車の写真]



- ⑦避難先まで保護者と共にあらためて経路を確認した。また、避難マップを作成し、保護者へ配布をしている。【岩手県】

3. 保護者等への連絡と子どもの引き渡し方法

- ①震災後、保育所のホームページ上にあらたに「掲示板」を設置した。掲示板は、ホームページ上でパスワードを入力すると、保育所からの情報をパソコンや携帯電話等のモバイル端末から見ることができる設定としており、災害時にもこの掲示板機能を活用して、保育所からの情報を送信できるようにした。また、災害時の園児の避難先などといった重要な情報を、事前に保護者に登録していただいたメールアドレスに一斉に送信できる仕組みを作った。【東京都】
- ②緊急時に保護者と連絡が取れるよう、携帯電話の番号を教えてくださいました。【岩手県】
- ③災害時に発信が優先扱いとなる「災害時優先電話」について調べ、保育所において活用できないかどうか検討している。【岩手県】
※使用対象は法令で定める指定機関に限られるもの。電気通信事業者への事前申し込みが必要。
- ④今回の震災では安否確認に時間がかかってしまったため、災害が発生した時は保育園の玄関前、第1次避難場所、第2次避難場所に、現在避難している場所等を記入した紙を掲示することとし、避難している場所が伝わるようにして、安否確認がスムーズにできるよう変更した。保護者へは、入園の時、保護者参観日の時に周知をしている。【岩手県】

⑤災害伝言ダイヤルは今回の震災時には使用不能だったため、災害伝言版にし、保護者へも案内をした。【宮城県】

参 考

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

【サイト名】NTT 東日本

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

災害用伝言ダイヤル (171) の利用方法

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

災害用伝言板 の利用方法

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できます。（スマートフォンでのご利用については、各社のページでご確認下さい。）

災害用伝言板 (web171) の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS 番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

【サイト名】総務省

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/dengon.html

4. その他

①避難先に防災倉庫を設置しようと、地域ぐるみで検討している。【岩手県】

【参考文献】

- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 218 2011年6月号 全国保育協議会 平成23年6月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 219 2011年7月号 全国保育協議会 平成23年7月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 222 2011年10月号 全国保育協議会 平成23年10月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 234 2012年10月号 全国保育協議会 平成24年10月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 235 2012年11月号 全国保育協議会 平成24年11月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 236 2012年12月号 全国保育協議会 平成24年12月1日発行
- ・『NURSERY ぜんほきょう』No. 238 2013年2月号 全国保育協議会 平成25年2月1日発行
- ・『保育士会だより』No. 243 全国保育士会 平成23年7月20日発行
- ・『保育士会だより』No. 244 全国保育士会 平成23年9月20日発行
- ・『保育の友』 2011年7月号 社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成23年7月1日発行
- ・『保育の友』 2011年9月号 社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成23年9月1日発行
- ・『保育の友』 2011年11月号 社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成23年11月1日発行
- ・『保育の友』 2011年12月号 社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成23年12月1日発行
- ・震災に係るアンケート結果報告 福島県保育協議会 平成25年1月
- ・東日本大震災に関するアンケート調査報告書 宮城県保育協議会保育士部会 平成24年3月
- ・平成23年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー 実践報告
- ・『みやぎ県政だより』 第503号 宮城県総務部広報課 平成25年1月1日発行
- ・『保育所における地震等防災マニュアル』平成24年1月改訂 静岡県健康福祉部子育て支援課
- ・日本福祉施設士会 生涯学習誌 『福祉施設士』8月号 通巻291号
社会福祉法人全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会 平成24年8月15日発行
- ・定行まり子他著 平成23年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
『東日本大震災における保育所・学童保育所の被災実態と防災訓練に関する研究』
財団法人こども未来財団
- ・DVD『3.11 その時、保育園は いのちをまもる いのちをつなぐ』 監修/天野珠路
岩波映像株式会社 検証編、証言編
- ・『保育ナビ』 2012年8月号 株式会社フレーベル館 平成24年8月1日発行
- ・『大震災と子どもの貧困白書』 株式会社かもがわ出版 2012年3月11日 初版第1刷発行

本事例集は、東日本大震災発生から2年が経過するなかで、本会のこれまでの被災保育所支援等の取り組みを通じて把握した事項を中心にしつつ、平成25年3月時点までの集約としてとりまとめたものです。

全国保育協議会

**「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ」
～子どもたちを災害から守るための対応事例集～**

平成 25 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
電話 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509